

解禁日： 有（令和 年 月 日） ・ 無

令和 8 年 7 月 27 日

報道関係者 様

守口市報道提供資料

生活保護費の不正受給に係る告訴状の提出について

守口市は、このたび、守口市在住の生活保護費受給者の不正受給が詐欺罪に当たるとして、本日、守口警察署に告訴状を 1 件提出しました。

1 告訴に係る被害の概要

(1)被告訴人 40 代

(2)被害金額 約 116 万円

(3)告訴内容

被告訴人は、生活保護費の受給開始中において、就労収入があったにもかかわらず、その収入を申告せず、生活保護費を不正に受給していました。

2 生活保護費の不正受給に対する今後の対応

生活保護費の不正受給は、単なる違法行為に止まらず、生活保護行政に対する市民の信頼を揺るがす行為であり、許しがたいものです。

守口市は、不正受給の未然防止及び早期発見のため、引き続き、被保護者に対する収入申告手続及びその重要性についての周知並びに関係機関への調査の徹底に努め、特に悪質な不正受給の事案については厳重な処罰を求める刑事告訴を行うなど、生活保護行政の適正かつ厳格な運営に取り組んでまいります。

問合せ：守口市役所健康福祉部生活福祉課

電話 06-6992-1645 （直通）